

# 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

## 1. 災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
  - ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
  - ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
  - ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- (4) 支給額
- ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
  - イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

## 2. 災害障害見舞金の支給（昭和57年8月から）

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額
- ア. 生計維持者 250万円
  - イ. その他の者 125万円
- (5) 費用負担 1に同じ